

令和 7 年 9 月定例会

議案関係資料

番 号	件 名	ページ
議案第 4 3 号	中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 4 4 号	中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2～4
議案第 4 5 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5～6
議案第 4 6 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7～11
議案第 4 7 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	12
議案第 4 8 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	13
議案第 4 9 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	14
議案第 5 0 号	財産の購入について	15
議案第 5 1 号	工事請負契約の締結について	16
議案第 5 2 号	令和 7 年度中札内村一般会計補正予算について	17～19

中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
 中札内村議会議員及び中札内村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改	正	前	改	正	後
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)			(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)		
第8条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が確認したものに限り、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。			第8条 村は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定めるビラの枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該候補者からの申請に基づき、委員会がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中札内村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成27年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改	正	前	改	正	後
(個人番号の利用範囲)			(個人番号の利用範囲)		
第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び村の執行機関が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務とする。			第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務、村の執行機関が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う特定個人番号利用事務及び当該執行機関が保有するものを利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務とする。		
2・3 (略)			2・3 (略)		
			4 村の執行機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、村の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（村の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛番号管理機能」という。）による住登外者の情報の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって当該執行機関が保有するものを利用することができ		
4 (略)			5 (略)		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
執行機関		事務	執行機関		事務
(略)			(略)		
3 村長	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する		3 村長	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する	

	る条例（昭和48年10月2日条例第20号）による重度心身障害者等の医療費助成に関する事務であって規則に定めるもの
--	--

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 村長	中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例（平成28年3月17日条例第10号）による子どもの医療費助成に関する事務であって規則に定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、 <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの</u>
2 村長	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年10月2日条例第20号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、 <u>国民健康</u>

	る条例（昭和48年10月2日条例第20号）による重度心身障害者等の医療費助成に関する事務であって規則に定めるもの
4 村長	<u>住登外者宛番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 村長	中札内村乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例（平成28年3月17日条例第10号）による子どもの医療費助成に関する事務であって規則に定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、 <u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報又は住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
2 村長	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年10月2日条例第20号）によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、 <u>国民健康</u>

		保険法（昭和33年法律第192号）又は<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）</u>による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）<u>又は住登外者宛名情報</u>であって規則で定めるもの
3 村長	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年10月2日条例第20号）による重度心身障害者等の医療費助成に関する事務であって規則に定めるもの	3 村長 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年10月2日条例第20号）による重度心身障害者等の医療費助成に関する事務であって規則に定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改	正	前	改	正	後
(介護休暇)					
第15条	介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者	第15条	介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者	第15条	介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第17条の3第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
2・3	(略)	2・3	(略)	2・3	(略)
(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第17条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成20年3月11日条例第3号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3) 職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において					

「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置 (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭生活と育児生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、「介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。))に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) 第17条の4 (略)	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第17条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、「介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。))に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) 第17条の3 (略)
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例

第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
職員の育児休業等に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改	正	前	改	正	後
(目的)			(目的)		
第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。		第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第6項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。		
(部分休業をすることができない職員)			(部分休業をすることができない職員)		
第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、 <u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。</u>		第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、 <u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。</u>	第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、 <u>次に掲げる職員とする。</u>		
(部分休業の承認)			(第1号部分休業の承認)		
第18条 部分休業の承認は、 <u>正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて、30分を単位として行うものとする。</u>		第18条 部分休業の承認は、 <u>正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて、30分を単位として行うものとする。</u>	第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、 <u>30分を単位として行うものとする。</u>		
2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員		2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員	2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（ <u>非常勤職員を除く。</u> ）に対する <u>第1号部分休業</u> の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。		

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき。 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき。 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が部分休業の承認を受け
て勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第9条の規定にかかわ
らず、勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第13条に規定
する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受け
て勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第9条の規定にかかわ
らず、勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第13条に規定
する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例
で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶
者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たとき
は、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせる
とともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するため
の面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、
当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようになしなればならな
い。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにする
ため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(規則への委任)

第21条 (略)

(規則への委任)

第23条 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
(経過措置)

第2条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

「職員の育児休業等に関する条例」「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部を改正する条例の改正概要について

1 概要

【根拠法】

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律
- (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

【目的】

- (1) 仕事と育児のさらなる両立を図り、妊娠、出産、子育てをする職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう、現行の子育て部分休暇の見直しを行う。
- (2) 仕事と育児の両立支援制度等に係る措置を定める。

2 改正内容

(1) 子育て部分休暇の取得形態の見直し

部分休業の取得形態が見直されたことに伴い、子育て部分休暇について、取得形態を下記のとおり改正。

	現在	改正後
種類	部分休暇	第 1 号子育て部分休暇
要件	正規の勤務時間の始めまたは終わりに 30 分を単位として、 1 日につき 2 時間以内	30 分を単位として、 1 日につき 2 時間以内
		第 2 号子育て部分休暇
		1 時間を単位とし、年度ごとに 77 時間 30 分（10 日）の範囲内
請求	単位指定なし	年度単位

(2) 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための仕事との両立支援制度に関する意向確認等（新設）

- ① 妊娠・出産について申出をした職員に対する情報提供・意向確認等（出生時両立支援制度）
- ② 3 歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供・意向確認等（育児期両立支援制度）

3 施行日 令和7年10月1日

北海道市町村総合事務組合規約 新旧対照表

改 正 案		現 行	
附 則（令和元年市町村第1105号指令） （略） 附 則 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。		附 則（令和元年市町村第1105号指令） （略）	
別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体		別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体	
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
檜山振興局（10）	（略）、檜山広域行政組合、 、北部桧山衛生センター組合	檜山振興局（11）	（略）、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町 学校給食組合、北部桧山衛生センター組合
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1～7（略）	（略）	1～7（略）	（略）
8（略）	（略）	8（略）	（略）
9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	（略）、檜山広域行政組合、 、北部桧山衛生センター組合（略）	9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	（略）、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町 学校給食組合、北部桧山衛生センター組合（略）
10（略）	（略）	10（略）	（略）

北海道市町村職員退職手当組合同約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）

の一部を変更する規約新旧対照表

新		旧	
本則 略		本則 略	
附則 略		附則 略	
別表		別表	
組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合		組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合	
(1) 市町村 略		(1) 市町村 略	
(2) 一部事務組合及び広域連合		(2) 一部事務組合及び広域連合	
区 分	一部事務組合及び広域連合	区 分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内～渡島管内	略	石狩管内～渡島管内	略
檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合_____、檜山広域行政組合	檜山管内	北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 、檜山広域行政組合
後志管内～根室管内	略	後志管内～根室管内	略

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改 正 案	現 行
(略) 附 則(令和5年1月25日総行市第2号許可) この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。 附 則 <u>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u> 別表第1 (略) 桂沢水道企業団 檜山広域行政組合 (略)	(略) 附 則(令和5年1月25日総行市第2号許可) この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。 別表第1 (略) 桂沢水道企業団 <u>江差町・上ノ国町学校給食組合</u> 檜山広域行政組合 (略)

財産の購入について

議案 番号	業務名	指名業者名	物品購入内容	納入期限
50	大規模草地育成牧場備 品（牽引式スプレーヤ ー）購入業務	・エム・エス・ケー農業機械株式会社 十勝支社 ・ヤンマーアグリジャパン 株式会社 帯広支店 ・株式会社 北海道クボタ 道東支社 ・株式会社 奥原商会 ・株式会社 I S E K I J a p a n 北海道カンパニー 帯広営業所	牽引式ブームスプレーヤ ー	契約締結の日 から令和8年 3月31日まで

工事請負契約の締結について

議案 番号	工事名	指名業者名	工事の概要	工 期
5 1	防災行政無線放送卓等更新工事	株式会社 キロコ電気	・ 防災行政無線操作卓更新工事 一式 屋外拡声子局高性能スピーカー換装工事 一式	契約締結の日から令和8年3月31日まで

令和7年度中札内村低所得者支援及び定額減税補足給付金 (不足額給付)

- 事業内容 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に掲げる経済対策として実施した定額減税を補足する給付(当初調整給付※)の支給額が、令和6年分所得税及び定額減税が確定したことにより、本来給付すべき額と差額が生じた方に対して不足額給付として現金を給付する。

※当初調整給付

所得税の定額減税可能額(3万円×(本人+扶養親族))が令和6年分推計所得税額を上回る又は個人住民税所得割の定額減税可能額(1万円×(本人+扶養親族))が令和6年度分個人住民税所得割額を上回る場合に、減税しきれない額を現金給付する

- 支給対象者 ・令和7年1月1日時点で中札内村に住所がある
——以下、対象となる例
- ・令和5年所得に比べ令和6年所得が減少したことにより、当初調整給付支給額に不足が生じている方
 - ・こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより定額減税可能額が増加し、当初調整給付額に不足が生じている方
 - ・当初調整給付後に税額修正が生じたことにより令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、当初調整給付額に不足が生じている方
 - ・合計所得金額が48万円を超え、扶養親族として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付金の該当とならなかった方
- 支給額 本来給付すべき額(1万円単位に切り上げ)から当初調整給付額を差し引いた額
- 対象見込数 500人
- 事業費 16,000千円
(今回補正分 13,420千円 繰越分 2,580千円)
- スケジュール 9月上旬 支給対象者の抽出・公金受取口座照会
9月中旬 支給のお知らせ等送付
10月上旬 支給開始
10月末 受付終了

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付**（注）の支給額に不足が生じる場合に、**追加で給付を行うものです。**

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

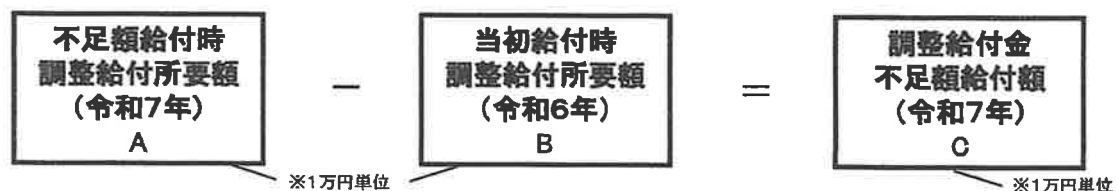
II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

イメージ



【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」18を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

例1 令和5年所得に比べ令和6年所得が減少したことにより、すでに支給済の当初調整給付額に不足が生じた方（世帯主・配偶者・子ども1人の3人世帯の場合）

令和5年所得

推計所得税額 60,000 円
 定額減税可能額 90,000 円
 ※所得税分のみ
 当初調整給付 30,000 円

>

令和6年所得

所得税額（実績） 42,000 円
 定額減税可能額 90,000 円
 ※所得税分のみ
 本来給付すべき額 48,000 円
 $\div 50,000$ 円
 （1万円単位に切り上げ）

所得税の定額減税可能額（3万円×（本人＋扶養親族））

本来給付すべき額 50,000 円 － 当初調整給付 30,000 円 ＝

不足額給付 20,000 円

例2 令和5年所得に比べ令和6年所得が減少したことにより、当初調整給付は対象外だったため不足が生じた方（世帯主・配偶者・子ども1人の3人世帯の場合）

令和5年所得

推計所得税額 100,000 円
 定額減税可能額 90,000 円
 ※所得税分のみ
 当初調整給付 0円(対象外)

>

令和6年所得

所得税額（実績） 88,000 円
 定額減税可能額 90,000 円
 ※所得税分のみ
 本来給付すべき額 2,000 円
 $\div 10,000$ 円
 （1万円単位に切り上げ）

所得税の定額減税可能額（3万円×（本人＋扶養親族））

本来給付すべき額 10,000 円 － 当初調整給付 0円 ＝

不足額給付 10,000 円